

司法書士法教育ネットワーク 第6回定時総会・記念研究会

学校と社会をつなぐ法教育 ～私たちはなぜ、法教育に取り組むのか～ (3-5)

2014年6月22日(日)午後1時30分～午後5時30分 京都司法書士会館にて

登壇者	角田 仁氏	元・東京都立小山台高等学校定時制 教諭 現・東京都立一橋高等学校定時制 教諭
	森 香苗氏	司法書士 東京司法書士会会員
	浅井 健氏	司法書士 京都司法書士会会員
	佐藤 功氏	大阪府立旭高等学校 教諭
進行役	大野栄司氏	司法書士 大阪司法書士会法教育推進委員会委員長

【3】司法書士からの応答：労働法教育の取り組み

大野 引き続き、浅井さんに労働法教育の取り組みについてお願いします。

浅井 司法書士法教育ネットワークの浅井と申します。よろしくお願いします。
す。レジメは「労働法教育の取組み」というものです。

さきほど東京の実践をお話いただきまして、特に労働法だけでなく福祉の取り組みで生徒さんに考えてもらっているいろいろな意見を出してもらい、個別のコミュニケーションをとりながらの法教育は大事だなと思いました。

私は先日仕事の関係で東京に行っておりまして渋谷の方をぶらぶら歩いていまして、まあ日本人じゃない方がものすごく多くてちょっとベンチで座っていると横から声が聞こえるんですよ。ぜんぜん日本語ではない。中国語でもないのでも多分インドネシアかそちらの方かなと思っていたんですけども。かなりこういった形で国際化しているということですね。入ったコンビニの店の人の名札を見ると王さんとか書いてある。そういった外国の方々が日本で働かれるケースが結構ある。それが定時制になりますとアルバイトとか、そういったことで働くことが非常に多いかなというのが、角田さんの話をお聞きして実感したところでございます。

今回は、労働法教育に対しての司法書士としての取り組みをお話させていただければと思ひまして。実際、司法書士法教育ネットワークの方でもこれまでも労働法に関してのテーマで記念研究会をさせていただいています。ホームページ（<http://laweducation.sakura.ne.jp/document.html>）をご覧くださいまして、第1回定時総会・記念研究会（注：「若者労働者の現実と“労働”の法教育 ～教育現場と労働相談の現場をつなぐもの～」、2009年5月17日開催）、第4回（注：「ゆるやかに、気長に、楽しく5年間 ～法律専門家と学校・教師の対話～」、2012年6月17日開催）でも京都府立東稜高等学校での労働法の授業実践を報告いただいた。東稜高校の授業がこのパワーポイントに残っているんですけども。（注：パワーポイントの画面を示しながら）こういう授業実践です。

もともと司法書士が労働法の教育に携わってきたというのは、詳しい統計がとられていないのですが、法教育自体に取り組み出したというのはおそらく平成10年頃くらいかな。多重債務、自己破産とかでかなりの自殺者が出たとか、自己破産件数が年間10万件を超えたという時代に、これはなんとかせなあかんということで、司法書士が法教育に取り組みだしたというのがおそらくこの頃からかなと思います。

実際、労働法に本格的にということになってきますと、司法書士が簡易裁判所での訴訟代理権を得た平成15年くらいから。労働法もやらないかなでということ、日本司法書士会連合会の方が平成19年くらいに裁判実務

研修会とかそういったことで労働法に特化した研修会を開始したというのも多分その頃からかな。では実際、今、どれくらい労働法の事件を司法書士がやっているのか、労働相談、労働法に対してどれくらい対処したかという統計があまりでていません。簡易裁判所での訴訟をしたとか訴訟書類作成をしたというケースが載っているんですけども、どんな案件かという細かなことが載っていない。司法書士が法テラスの電話相談をやっていますけれども、2013年度版司法書士白書で、平成24年の労働関連の相談の実績が401件であった。これは日本全国からフリーダイヤルの相談で、ほぼ水曜日を除く平日にやっている中で401件です。

ご存知のとおり司法書士は登記の専門家である。原則登記の依頼があれば受けなければならない。受任義務があるんですけど、労働事件になってきますと、やっている方とそうでない方にかなり分かれる。やっておられる先生方が比較的少ないのかなというのが現状かと思います。それでもやっておられる方は労働法の事件を一生懸命やっている。それは、われわれ自身が経験してきたから、だからやってるところだと思います。

個人的なお話をさせていただきますと、労働法関係の法教育を私がしだしたというのは、最初は反貧困のからみでした。反貧困ネットワークという活動があり、また、生活保護支援法律家ネットワークに入っておりまして、いわゆるワーキングプアの問題とかを勉強しだしたときに、たまたま私が相談を受けた依頼者が労働法の知識がなくて、いろいろ違法だという感じの雇用形態だったというのがありまして、やはりそういったことを知っていないと苦しむんだなというのがありました。それを考えていたときに、いろんな高校の方から労働関係、特にアルバイトに関する法律講座をやってほしいというニーズが増えてきて、それに対応してきたというのが現状かと思います。

もともと平成10年くらいから司法書士が法教育に携わってきたと申し上げましたが、最初の頃のニーズというのは、最初言っていたように、消費者問題、破産、消費者金融、クレジットカードの問題、そういったことからスタートした。その後ニーズがだいぶ変わってきまして、みなさんご経験あるかと思いますが、インターネット、スマホのトラブルといった問題だったりとか、LINE外しのいじめの問題であったりとかが最近のニーズとして増えている。同じようにアルバイトの相談、アルバイトの授業をやってほしいというニーズも出てきている。

アルバイトに関しての授業をやってほしいというニーズは、学習が困難な生徒さんが多い学校の方が多いのかなと感じています。なぜかという、大学などを受験する生徒さんが多い学校では、学校もアルバイト禁止、あるいは許可制だけでもクラスで1人もアルバイトしていない、やってないのがほとんどだと。それに比べてそうではない学校になると、名目上は禁止だけでも、黙示の了解みたいなことで生徒がアルバイトをやっているケースも非常に多いです。学校によっては、みんなやっているのが当たり前みたいなところになる。ただ、学校としては大っぴらに労働法の、アルバイトの関係の授業をやってくれというのは、やはり実際に困っている事情があるんだなというのは推察しながら入っていかないといけないかと思います。

そこでの授業内容というのはまさに角田さんがおっしゃっていたように、個別の学校の事情とかを配慮していかなければいけないと思います。以前の定時総会記念研究会でもお話させていただいたと思うんですけど、「お父さん」「お母さん」って、基本は言うたらあかんですね。「保護者」もちよっと微妙で、「おうちの方」と言ってほしいということですね。

「ご家庭で」というと家庭ってなに？という事情がある生徒さんもいる

みたいです。そういったところは学校の先生と打ち合わせしながら、子どもたちの状況とか、学習の状況とかを聞かせていただきながら準備するということは当然ある。実際、レジメにルビを振るということは必要ですかと聞いたら、難しい漢字には入れてくださいという学校と全部入れてくださいという学校といろいろある。そういったところで、学校ごとの事情に応じて打ち合わせしながら、テーマも選んで対処しているんですけども。

もうひとつ、ニーズが変わってきたというお話をさせていただいたと思うんですが。こういう講師派遣の際の講演テーマは、消費者金融などのクレサラトラブル、あるいは悪質商法の問題から、いじめ、パワーハラスメント、労働法へと変わってきました。ネット問題とかになると、われわれよりも子どもの方がはるかに詳しいのが現状です。私は、京都の「ネットあんしんアドバイザー」に京都府警から言われてなっています。例えば、LINEは、初期設定では自動的に「すべて公開する」機能になっていたりすることを実は知らなかったんですが、子どもたちはみんな知ってるということもありました。

そういうネット関係の状況になってくると、なかなか明確な答えが出せないかな。以前でしたら消費者問題であればこうしたら解決するよ、これはやめときましょう、こんなときはこういう法律がありますよと。悪質商法なんて裁判すれば基本こちらが勝てるものがほとんど、そういう事例が多かった。逆にネットトラブルなどになると、確かに違法なんだけれども、相手が特定できないとか。なかなか特定が難しくなってくると、これはやめときましょうね、こういったことがあるんですよという啓発に重点がおかれている。難しい部分であるんですけども、こういうネットの問題を知らせながら、注意啓発を中心にやっています。

最近、ちょっと対応が難しいなと思うのが労働関係、アルバイト関係のトラブルが非常に難しい。ご存知のように労働法関係は強行法規が多いので、それは違法ですとすぐ答えが出る。アルバイトで有給休暇がとれるんだよ、あっそうか、わかったとなる。実際、悪質商法とかクレサラ問題とかは子どもが当事者のケースが少ないから「そうなんか」という感想で終わるんですけど、アルバイトのことは自分が当事者なんです。当事者として法律の規定を知ったときに、次には子どもにどうアクションを起こさせるのかなと。こちらとしては、違法です、そんなん言っていったらええやんかということですが、言った後、どうしていくのか、そこまで考えていかなければならないのが難しいですよ。

当ネットワークの第4回記念研究会のホームページ（前掲）を見てもらえば速記録が載っているんですけど、東稜高校で年4回のシリーズ授業をやった。そこでも同じような問題意識をもって工夫をした労働法の教材があるんですけども、結局、最終的にはアクションにつなげないといけないねという話をさせていただいています。小山台高校の方では学校に司法書士が出向いてカウンセリングルームみたいな形でいつでもウェルカムだよという形でも対応されているんですけども。そういう形の関係性を構築できればいいですけども、なかなか1回の授業でという形になると、この関係性の構築までは難しいかなというのが現状でしょう。確かにこれはあかん、これはこうした方がいいんだよという、こうしたところに相談した方がいいんだよという、次のフォローをきっちりしていかなければいけない。そのための方策というのが必要かなと思っています。

そういった意味ではその学校との連携というのが非常に大切になっていて、1回だけの授業じゃなくて、さきほど角田さんもおっしゃっておられましたようにいろんな先生がいらっしゃるんで。ある考えの先生もいらっしゃれば、こういう考えの先生も。それを巻き込んだ形で連携できる方法

を今後考えていかないといけないということを思っています。

そういう意味で司法書士法教育ネットワーク、司法書士が中心ですけれども、いろんな賛助個人会員、学校の先生だとか社会保険労務士の先生だとかにも集まっていたいて、継続して何かができないかという、それがこのネットワークの趣旨でございます。角田さんがおっしゃっておられたように、転勤があったりとか、学校の中で温度差があったりとか、同じような事情が司法書士の中にもありまして。役員が変わると法教育を担当するメンバーが変わる。するともう一回、一からやり直しかい、という感じになったりするし、マインドの高い方がいらっしゃったとしても、前と違う方ということで、なかなか継続して携わることができない。という司法書士会での枠を外して、司法書士会での役を外れたけれども継続してやっていきたいなという者の集まりがこの司法書士法教育ネットワークとなっております。同じく学校の先生方も賛助個人会員として転校先であったとしてもつながりを持ちながらいろんな情報交換をするというのがこのネットワークの場だと思っております。

そういう意味では今後、相互につながるものを発信できればということで、ここの取り組みについてちょっとご説明させていただきますと、もともと2010年に、司法書士法教育ネットワークで労働法の法教育教材セットCD-ROMを作らせていただきまして、その販売が完了してこれからどうしていこうかということを考えているところなので、みなさんから作ってほしいというご要望があればまた作っていこうかなと思っています。

生徒たちのアクションにつなげるためにということだと、こういう法教育をすることによって、子どもたちが何かかわったのかな、変わらなかったが何か展望が開けたかなという情報ですとか。実際にアクションを起こしてみた生徒がいた、アクションによってどんなことが変わってきたのか。実際の事例を全国に会員が広がっていますので、そのあたりをつなぎ合わせて事例集みたいなのを作り、それを公開する。みなさん誰が見てもわかるような形で、こんなことをやってこういう検討経過があった。そのためにはこういうことをやったんだよということを公開させていただいて発表できるような形にすればいいのかなあと思っています。特に授業をするだけではなくて、それによって子どもたちが気づいた、そこまではある程度できると思うんです。そのあと気づいた子どもたちが、じゃあ次、どんなアクションを起こしたのかということと、アクションを起こすために我々がどういったことを支援していったのかということ、さっきの支援チームじゃないですけども、東京司法書士会でやっておられる小山台高校チームみたいなそんな形で支援できる体制を作るためのヒントといったものを作っていければいいのかと思っています。

また、賛助個人会員とか、非会員の方もぜひ入会をいただいて、司法書士法教育ネットワークのメーリングリストとかのいろんな情報を収集していただいて、いろんな意見交換させていただければと思っていますのでぜひともよろしくお願いいたします。

司法書士法教育ネットワークとしては労働法教育についてこれからはがんばって情報収集をしながら、いい教材、いい情報を提供していくという形でやっていきたいと思っていますのでよろしくお願いいたします。

大野 ありがとうございます。それでは午後3時15分まで休憩時間とさせていただきます。休憩の間にお手元にあります質問用紙にできれば記入していただければと思います。